

(様式-1)

(平成16年8月13日作成)

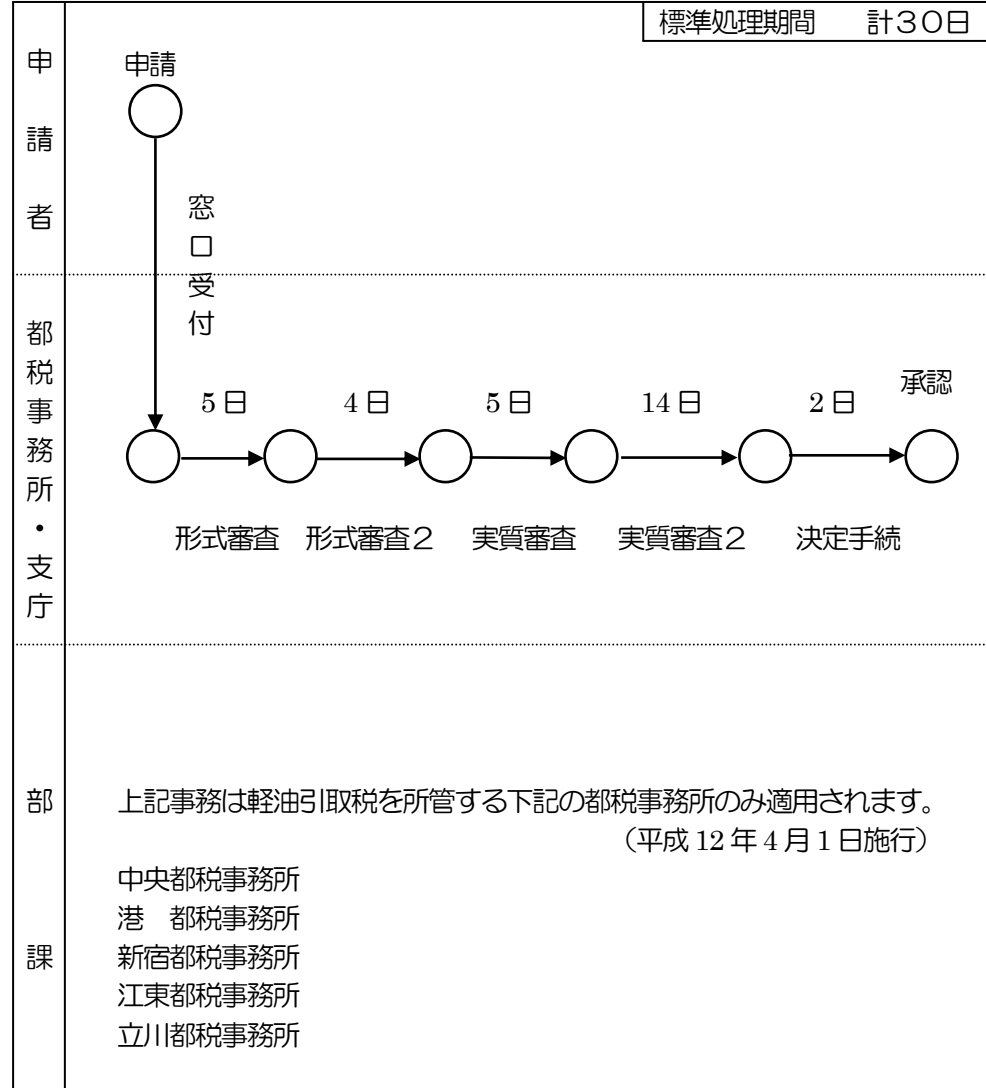
事務処理フロー図

事務名 軽油引取税の課税免除事務

作成部署 主税局課税部課税指導課軽油引取税班 電話 5388-3049

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	輸出及び二重課税回避のための免除申請については、申請書に記載漏れがないか及び添付書類が揃っているかを審査します。用途による免除については、提出された免税証の数量が揃っているかを審査します。
2	形式審査2	申請があった数量と申告書記載の数量に不一致がないか確認します。
3	実質審査	輸出及び二重課税回避のための免除申請については、申請書の内容と添付書類の内容に不一致がないか確認します。用途による免除については、免税証の種別及び期間等が適正か確認します。
4	実質審査2	二重課税回避のための免除申請については、関係特別徴収義務者等の申告書により申請内容と一致しているか確認します。
5	決定手続	承認の諾否について、都税事務所長が決定します。
6		
7		